

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 千葉県
農業委員会名： 袖ヶ浦市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1,238
自給的農家数	385
販売農家数	853
主業農家数	176
準主業農家数	197
副業的農家数	480

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,288
女性	1,011
40代以下	321

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	128
基本構想水準到達者	27
認定新規就農者	3
農業参入法人	12
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,550	923	—	—	—	2,470
経営耕地面積	1,173	437	333	22	9	1,610
遊休農地面積	52	14	14	—	—	66
農地台帳面積	1,724	1,148	1,145	3	0	2,871

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4年 3月 31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	16	15
認定農業者	—	12
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	25	25	23

※現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,470ha	257.10ha	10.41%
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加、有害鳥獣被害及び所有者の所在不明農地の増加が課題である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 280.5 ha (うち新規集積面積 23.4ha)
	目標設定の考え方:前年度(2年度)と同等数値を目標とする。
活動計画	2月に配布した水稻営農計画書に農地中間管理機構を含めた利用権設定に関するチラシを同封。 例月の利用権設定公告の実施。 農地中間管理機構を含めた利用集積について、地元説明会等での周知。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	2経営体	3経営体	3経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	1.4ha	1.8ha	3.5ha
課 題	営農技術の習得、資金の確保などの課題もあるが、農地確保が新規就農者にとっての最大の課題である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	1.0 ha
活動計画	就農相談において、農業事務所、農協等と情報共有を図り、支援していく。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,536ha	66ha	2.60%
課 題	農業者の高齢化による労働力不足と後継者不足が課題である。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 3ha 目標設定の考え方: 農業振興地域内の農用地のうち、利用可能な農地。		
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		25人	8月～10月	9月～11月
	調査方法	各推進委員の担当地区を推進委員、事務局及び市農林振興課職員で、前年の遊休農地の判定結果を反映させた地図を利用し、現地確認を行う(利用状況調査)。調査結果を整理し、活用できる農地を積極的に耕作者へあつせんする。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	その他	11月～3月	12月～3月	

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,470 ha	7.9 ha
課 題	①違反転用は、古い事案が多く既成事実化されており、指導の効果が低い。 ②残土の不法投棄は、違反者が所在不明だったり、資金難から農地復元に至っていない。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	①違反転用の是正指導 ・違反転用者に対し、違反是正の指導及び文書による勧告を行う。 ・悪質事案については県に報告し、県と連携を図り対応する。 ②違反転用防止に向けた取り組み ・違反転用防止のリーフレットを市政協力員を通じて各地域に回覧を行う(8月)。 ・広報に違反転用防止の記事を掲載し、市民への啓発活動を行う(9月)。 ・農地パトロールを実施する(随時)。
------	---

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入